

秋田市告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月25日

秋田市長 沼 谷 純

1 道路の区域の決定および供用開始の区間

整理番号	路線名	起 点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終 点		
21043	手形西谷地 68号線	手形字中谷地14番 2地先	50.10	6.00
		手形字中谷地14番 3地先		
21044	仁井田本町 21号線	仁井田本町三丁目34番 2地先	71.40	4.00 ～ 6.60
		仁井田本町三丁目444番 1地先		

2 縦覧期間

令和7年12月25日から令和8年1月21日まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日および年末年始を除く、午前8時30分から午後5時15分まで